

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定工事業者等に対して指定等の取消し、停止その他の措置を行う場合の事務処理について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道指定工事業者 朝倉市水道給水条例（平成18年朝倉市条例第190号）第8条に規定する指定給水装置工事業者をいう。
- (2) 指定工事業者 水道指定工事業者をいう。
- (3) 指定等 水道指定工事業者の指定の承認をいう。

(違反行為の処分等)

第3条 指定工事業者に関係法令違反その他の問責すべき行為（以下「違反行為」という。）があった場合は、別表第1及び別表第2に定める基準に基づいて、指定等の取消し、停止その他の措置（以下「処分等」という。）を行うものとする。

(違反行為による点数の付与)

第4条 別表第1に定める違反行為による点数の付与については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 付与した点数は、付与の都度累積するものとする。
- (2) 付与した点数は、付与の日の翌日から起算して1年間新たな点数の付与を受けないときは消滅する。
- (3) 点数の付与は1の事案ごとに行い、1の事案が複数の項目に該当するときはそれぞれの点数を合算して付与する。
- (4) 累積した点数は、指定等の停止の処分を受けたときはその処分の終了したときをもって消滅する。
- (5) 前号の規定により点数が消滅した場合において、消滅の日の翌日から起算して1年以内に新たに点数を付与するときは、別表第1に定める点数の2倍の点数を付与する。

(違反行為報告)

第5条 指定工事業者に違反行為（別表第1第9項に掲げる工事の遅延に係る違反行為（以下「遅延行為」という。）を除く。以下この条において同じ。）があった場合の事務処理は、別図及び次の各号に定めるところによる。

- (1) 工務係長は、指定工事業者等に違反行為があったと認めるときは、関係者から事情を聴取するとともに、当該指定工事業者等に対して違反行為の是正及びてん末書の提出を求めるものとする。
- (2) 工務係長は、原則として違反行為を発見した日から3日以内に、違反行為に対する処分等

の案を検討のうえ指定工事業者等違反行為報告書（様式第1号。以下「違反行為報告書」という。）を作成し、水道課長へ提出するものとする。

(3) 水道課長は、違反行為報告書が提出されたときは、事業管理者へ報告するものとする。

（遅延行為報告）

第6条 水道指定工事業者に遅延行為があった場合の事務処理は、別図及び次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 工務係長は、水道指定工事業者に遅延行為があるときは、水道課長へ遅延行為の状況を月1回報告するものとする。

（処分等の起案及び管理）

第7条 水道課長は、前2条の規定による報告をもとに、処分等の内容を起案し、決裁を受けるものとする。

2 前項の場合においては、処分等の内容が指定等の取消し又は停止に該当するときには事業管理者の決裁を受けるものとする。

3 水道課長は、処分等についての記録を整理し、保管するものとする。

（処分の事前手続）

第8条 事業管理者は、指定等の取消し又は停止の処分を行おうとするときは、朝倉市行政手続条例（平成18年条例第11号）及び朝倉市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成18年規則第18号）に定めるところにより、聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。

2 聴聞を実施する場合の主宰者は水道課長をもって充て、聴聞及び弁明の機会の付与における行政庁の事務は庶務係において処理するものとする。

（処分等の決定）

第9条 事業管理者は、聴聞又は弁明の機会の付与の結果を踏まえて、処分等の内容を決定するものとする。

（処分の通知等）

第10条 水道課長は、前条の規定により指定等の取消し又は停止の決定があったときは、当事者に対して、違反行為に対する処分通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 水道課長は、前項の通知を行うときは、あわせて朝倉市指定給水装置工事事業者規程（平成18年公営企業管理規程第13号）第10条の規定による公告を行うとともに、関係部署に通知するものとする。

（文書による警告）

第11条 工務係長は、指定工事業者等の違反行為に対する措置が指定等の取消し又は停止に当たらない場合であって、注意を促し違反行為の再発を防止するため必要があると認めるときは、文書による警告等を行うことができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指定業者等の処分等に関して必要な事項は、事業管理

者が別に定める。

附 則(平成21年3月17日決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別図 違反行為処分フロー

